

**国立大学法人愛媛大学ダイバーシティ推進本部  
ダイバーシティ推進会議委員名簿**

2019年4月1日現在

所 属	職 名	氏 名	備 考
理事・副学長(財務・人事マネジメント) ダイバーシティ推進本部長		八尋 秀典	第1号
女性未来育成センター長	教授	堀 利栄	第2号
法文学部	教授	柳 光子	第5号
教育学部	准教授	竹下 浩子	第5号
社会共創学部	准教授	廣垣 光紀	第5号
理工学研究科(理学系)	准教授	中村 正明	第5号
医学系研究科	教授	浅野 水辺	第5号
理工学研究科(工学系)	助手	大角 利枝	第5号
農学研究科	教授	武山 絵美	第5号
教育・学生支援機構 学生支援センター	講師	阿部 光伸	第5号
社会連携推進機構	准教授	入野 和朗	第5号
先端研究・学術推進機構 沿岸環境科学研究センター	助教	大林 由美子	第5号
国際連携推進機構 企画室	特命教授	バージン・ルース	第5号
総務部	部長	和田 和敬	第3号／第4号／第6号

国立大学法人愛媛大学ダイバーシティ推進本部ダイバーシティ推進会議規程(抜粋)

(組織)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 女性未来育成センター長
- (3) 障害者雇用推進室長
- (4) 高年齢者雇用推進室長
- (5) 各学部及び各機構の教員 各1人
- (6) 総務部長
- (7) その他本部長が特に必要と認めた者

2 前項第5号の委員は、当該の者の所属する学部等の長が推薦し、学長が任命する。

3 第1項第7号の委員は、本部長が、当該の者の所属する部局等の長の同意を得て推薦し、学長が任命する。

4 第1項第5号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 推進会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

2 議長は、推進会議を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。